

第5章 誘導施策

1. 誘導施策について

誘導区域に都市機能（誘導施設）や居住を誘導するため、立地適正化制度における支援制度や、町が主体となつて行う生活環境形成やにぎわい・魅力づくりの取組を連携させることが有効です。

(1) 誘導施策の分類（「都市計画運用指針」より抜粋）

① 都市機能を誘導するために講ずる施策

《国等が直接行う施策》

例：誘導施設に対する税制上の特例措置、都市再生法に規定されている民間都市開発推進機構による金融上の支援措置等

《国の支援を受けて市町村が行う施策》

例：市町村による誘導施設や歩行空間の整備、民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策等

《市町村が独自に講じる施策》

例：民間事業者に対する誘導施設の運営費用の支援施策、市町村が保有する公的不動産の有効活用施策（公共施設の再編、公有地の誘導施設整備への活用）等

② 居住を誘導するために講ずる施策

《国の支援を受けて市町村が行う施策》

例：居住者の利便の用に供する施設の整備、交通結節機能の強化・向上等

《市町村が独自に講じる施策》

例：居住誘導区域内の住宅立地に対する支援、基幹的公共交通網のサービスレベル確保のための施策等

《その他》

- 居住誘導区域外の災害のおそれがある区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための措置の検討

(2) 国等の施策と連携した町独自の施策の推進

《国等の施策・事業の活用》

- 国土交通省ホームページで公表されている下記の支援策（いずれも随時更新）
「コンパクトシティの形成に関連する支援施策」
「立地適正化計画に係る予算・金融上の支援措置」



《町独自の施策》

- 既存事業で都市機能・居住の誘導に資する取組
- 上記：国等の施策・事業と連携しながら推進する取組
*次ページ以降に内容を記載

2. 都市機能誘導に係る誘導施策

町独自の取組として、既往の事業・制度で都市機能の誘導に効果があるもの、国等の事業・施策と連携させながら実施するものが挙げられ、計画の主旨を踏まえ、積極的な活用を図ります。

また、下記に整理する取組だけでなく、継続・新規の事業等についても適宜導入を図り、切れ目のない誘導の支援を目指します。

(1) 国等の支援策を活用した取組

① 誘導施設の整備（都市構造再編集中支援事業）

《図書館の整備》

- 益子市街地において既存の図書館機能を拡充し、交流等の機能を持たせた新たな拠点施設として整備が検討されている図書館について、誘導施設の立地を支援する「都市構造再編集中支援事業」の導入を図ります。
- 本事業により、施設だけでなく、安全・便利なアクセスや施設周辺における憩いの空間の確保などの整備が可能であることから、面的な広がりを持った効果が得られるよう、十分に検討しながら有効活用を目指します。

② 街なかの魅力づくり（まちなかウォーカブル推進事業）

《益子本通り等における取組の推進》

- 益子駅から城内坂地区を結ぶ益子本通りにおいて、令和3年より宇都宮大学と連携しながら活性化や景観形成に向けたまち歩きやワークショップ等を実施しており、本年度においても継続的に取り組んでいます。
- こうした地域資源を活かした歩いて楽しめる街なか形成に際しては、令和2年度より制度化された「まちなかウォーカブル推進事業」の導入が有効であることから、にぎわいや魅力づくりにおける活用を図ります。
- 特に、益子駅周辺においては、空き家・空き店舗が多い（30 ページ「空き家の状況」参照）ことから、次ページに掲げる「既存ストックの有効活用」により、店舗立地や起業等、賑わいや魅力づくりにつながる取組を進めます。



(2) 既存支援策の活用

① 土地利用の連携

《土地利用事前協議制度》

- 大規模な開発や土地利用の用途変更などに際し、事前に協議を必要とする開発の規模・内容・方法を定めています。
- 本計画における届出制度との連携により適正な開発の誘導を図ります。

② 誘導施設等の立地支援

《起業支援補助金》

- 町内において起業する個人や法人を支援します。
- 生活サービス機能の誘導や働く場の確保による居住誘導への波及など、様々な効果が得られる支援策として活用を図ります。

(3) 既存ストックの有効活用

生活サービス施設や事業活動の活性化（起業等）においては、町の施策として取り組む「空き家・空き地バンク」や「起業支援補助金制度（*空き店舗活用をメニュー化）」との連携を図るとともに、国において「まちなかにおける都市機能の誘導・更新、市街地整備等に対する支援措置」として用意されている空き地・低未利用地の利活用促進策、空き家・空き店舗の再生等に関する支援策を活用し、区域内の既存ストックを活用した都市機能誘導を図ります。

3. 居住誘導に係る誘導施策

都市機能誘導と同様、既往の事業・制度や国等の事業・施策と連携させながら実施する支援策の活用、継続・新規の事業等についても適宜導入を図ります。

(1) 国等の支援策を活用した取組

① 土地区画整理事業の推進（都市構造再編集中支援事業）

《役場周辺地区土地区画整理事業の推進》*概要は28ページ参照

- 役場周辺の面的整備により、益子駅周辺の良い市街地形成を図るとともに、「益子町ランドスケープ計画」に位置付けている百目鬼川沿いの魅力あるスローロードづくりなど、町のシンボルとなる都市空間づくりを目指し、事業が実施中です。
- 誘導施設の立地や道路・公園等の都市基盤整備等、効率的な事業推進のため「都市構造再編集中支援事業」の活用を図ります。

(2) 既存支援策の活用

① 若年層・子育て世代の定住支援

《若者定住促進住まいづくり奨励金制度》

- 町内に移住・定住するために住宅を取得する40歳未満の人への支援を行います。
- 誘導区域への居住誘導に際しても活用し、若い世代の定住促進を図ります。

《若年子育て世帯家賃補助金》

- 町内の賃貸住宅への転入、または町内の実家から町内の賃貸住宅への転居を行う40歳未満かつ中学生以下の子供と同居する人への支援を行います。
- 誘導区域への居住誘導に際しても活用し、子育て施策との連携により定住促進を図ります。

② 関連部門との連携による住みやすい環境づくり

福祉、子育て、教育等の関連する部門の施策（事業・支援策等）との連携、都市機能誘導施策と連動した便利で住みよい生活環境形成により、居住誘導・定住促進を図ります。

③ その他関連する支援策の活用

居住誘導の支援に関しては、家賃補助の市町村独自の施策が中心となりますが、国において用意されている住宅政策や公共交通、金融措置（フラット35）等の関連する支援策を活用し、居住誘導・定住促進を図ります。

(3) 既存ストックの有効活用

町として移住・定住を促進するために取り組んでいる「空き家・空き地バンク」との連携を図るとともに、国において用意されている住宅政策や公共交通、金融措置（フラット35）等の関連する支援策を活用し、区域内の既存ストックを活用した居住誘導を図ります。